

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|------------|---|
| 発表日 | 平成28年 9月 日 |
| 発信課 担当者 | 総合政策部秘書課 篠原 |
| 連絡先 | 電 話 25-5306 |
| | F A X 22-2286 |
| | E-mail hisyo@city.asahikawa.hokkaido.jp |

| | |
|---------------------------------------|--|
| 分 類 | <input checked="" type="checkbox"/> イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 |
| 日 程 | 9月16日（金）19：00～ |
| 発表項目 （行事名） | 旭川市民栄誉賞の贈呈について |
| 概 要 （趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。） | <p>平成28年8月12日に行われた、リオデジャネイロオリンピック柔道女子78kg超級において銅メダルを獲得された、旭川大学高等学校出身の山部佳苗さんに、市民栄誉賞を贈呈することとなりましたので、報道方よろしく願いたします。</p> <p>1 表彰日時及び場所 日時：平成28年9月16日（金）19：00～ 場所：旭川グランドホテル ※「リオデジャネイロオリンピック 銅メダル 山部佳苗選手 祝勝会」の席上でお渡しします。</p> <p>2 受賞者 氏名：山部 佳苗 所属：株式会社ミキハウス</p> <p>3 市民栄誉賞表彰の趣旨 市民又は本市に縁の深い個人若しくは団体で広く市民に敬愛され市民に明るい希望を与えたものについて、その顕著な業績に対し、表彰を行い、その栄誉をたたえるもの。</p> |
| 添付資料 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 これまでの「旭川市民栄誉賞」受賞者一覧 |
| 報道（取材）に当た ったてのお願い | |
| 備 考 | |

旭川市民栄誉賞受賞者一覧

| 番号 | 表彰年月日 | | 受賞者氏名 | 実 績 |
|----|-------------|----|-----------------------|--|
| 1 | S60. 12. 29 | 個人 | 日本棋院 小林 光一 | 囲碁三冠達成 (S60. 12. 4) 十段位・名人位・天元位 |
| 2 | H 8. 8. 3 | 個人 | 惠本 裕子 | アトランタオリンピック 女子柔道61kg級優勝 (H8. 7. 24) |
| 3 | H 8. 12. 22 | 個人 | リックス・ブルーウェーブ 星野 伸之 | プロ野球投手として10年連続2けた勝利 (史上12人目・現役ただ1人(当時)) |
| 4 | H15. 3. 13 | 個人 | 日本棋院 山下 敬吾 | 囲碁界の最高峰と称される棋聖位を史上最年少で獲得 |
| 5 | H16. 9. 8 | 個人 | 上野 雅恵 | アテネオリンピック 女子柔道70kg級優勝 (H16. 8. 18) ※H20北京オリンピック優勝 (旭川市特別表彰を授与) |
| 6 | H20. 10. 22 | 個人 | 高平 慎士 | 北京オリンピック男子400mリレー 銅メダル (H20. 8. 22) |
| 7 | H22. 4. 18 | 個人 | 永瀬 充 | バンクーバー2010パラリンピック アイススレッジホッケー 銀メダル |
| 8 | H22. 4. 18 | 個人 | 三澤 英司 | バンクーバー2010パラリンピック アイススレッジホッケー 銀メダル |
| 9 | H22. 4. 18 | 個人 | 伊藤 仙孝 | バンクーバー2010パラリンピック アイススレッジホッケー 銀メダル |
| 10 | H24. 8. 31 | 個人 | 上野 順恵 | ロンドンオリンピック 女子柔道63kg級 銅メダル (H24. 7. 31) |
| 11 | H26. 3. 30 | 個人 | 竹内 智香 | ソチオリンピック スノーボード女子パラレル大回転 銀メダル (H26. 2. 19) |

※ 旭川市民栄誉賞 昭和60年9月17日制定

※ 目的

スポーツ、文化等の分野で活躍し、広く市民に敬愛され、市民に明るい希望を与えるとともに、郷土・旭川の名を高めた方について、その顕著な業績に対し表彰を行い、その栄誉をたたえるもの。

旭川市民栄誉賞表彰規則

昭和60年9月17日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、市民又は本市に縁の深い個人若しくは団体で広く市民に敬愛され市民に明るい希望を与えたものについて、その顕著な業績に対し表彰を行い、その栄誉をたたえることについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰者)

第2条 表彰は、市長が行うものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、市民栄誉賞を授与して行う。

2 市民栄誉賞は、表彰状及び記念品とする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

(業績の公表)

第5条 市民栄誉賞を授与されたものの氏名又は名称及び業績は、旭川市広報誌に掲載して公表する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。